

米軍基地普天間飛行場へのF A 1 8 戦闘攻撃機の飛来に伴う騒音被害 に関する意見書

米軍基地普天間飛行場は、市の中央部に位置する過密な基地であるため、日常的に米軍ヘリが凄まじい爆音を響かせ、市街地上空を旋回訓練し、市民は常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている。

S A C O 合意から 16 年を経過した現在でも、騒音被害は一向に軽減されることはなく、それどころか、ダイバートによる外来機の飛来の増加や、「騒音防止協定」で取り決めた夜間飛行制限も守られず、形骸化しており、市民は常に危険にさらされている状況である。

去る 4 月 10 日、市内の小学校において入学式が執り行われていたが、式典の最中も F A 1 8 戦闘攻撃機の離発着による爆音が発生し、普天間第二小学校を含む市内の小学校において、同式典が一時中断されたことは非常に遺憾である。

当日、市には、市内全域から 1 日だけで異例の 29 件の苦情が殺到し、その後も 100 デシベル以上の騒音が頻繁に発生しており、市民の不安や怒りは頂点に達している。

また、F A 1 8 戦闘攻撃機は、日本時間 4 月 7 日未明、米南部のバージニア州バージニアの住宅地区にあるアパートに墜落炎上する事故が発生したと報道されたばかりであり、事故発生後、墜落原因が明らかにされていない中、今回の飛来について市長が強く抗議したにもかかわらず、F A 1 8 戦闘攻撃機を含む外来機が米軍基地普天間飛行場において離発着を繰り返し、市民に騒音被害を与えていることについて、本市議会として断じて容認できるものではない。

よって、宜野湾市議会は 9 万 4 千人余の尊い市民の生命と財産を守る立場から、たび重なる F A 1 8 戦闘攻撃機を含むすべての外来機の飛来に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. F A 1 8 戦闘攻撃機を含むすべての外来機の飛来を禁止すること。
2. 米国における F A 1 8 戦闘攻撃機の墜落原因を速やかに究明し、公表すること。
3. 「騒音防止協定」を厳守し、騒音被害の解消策を確立すること。
4. 米軍基地普天間飛行場の即時閉鎖、早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 5 月 16 日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】 外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長